

和歌山県指定管理鳥捕獲等事業実施計画(ニホンジカわな捕獲)

【主 旨】

県内のニホンジカによる農業被害額は令和 5 年度時点で年間約 5,400 万円であり、また生息域も拡大するなど、農林業や自然生態系に深刻な影響を及ぼしている。

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画において、生息個体数を令和 12 年度に 32,000 頭（令和 2 年度の推定個体数の半数）を目標としており、実現するには、年間 19,000 頭以上を捕獲する必要がある。

そのため、県が「指定管理鳥獣対策事業」を活用し、県が開発した新型捕獲わな等により捕獲の強化を図る。

【実施概要】

- 1 実施期間：令和 7 年 6 月 19 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日（捕獲作業は 8 月から）
- 2 実施地区：①紀の川市区域 ②九度山町区域 ③新宮市区域 ④那智勝浦町区域
⑤⑥⑦湯浅町区域（3 ヵ所）
- 3 目標頭数：ニホンジカ 70 頭（①～⑦：各 10 頭）
- 4 実施内容：新型囲いわなによる捕獲
 - (1) 必 要 性…今後、銃猟免許所持者の減少や高齢化が進行する一方で、ニホンジカは捕獲圧の強化を図る必要がある。県が開発したもぐり込み式ゲートは、ニホンジカの警戒心が薄れ継続した捕獲が可能であること。また、わなによる捕獲効率の向上により、銃猟に頼らない新たな捕獲方法として有効な対策であることから、本事業を実施する。
 - (2) 方 法…ニホンジカが防護柵の地際にできた隙間から潜り込む習性を利用し、餌付けによりわなに対する警戒心を取り除きつつ、徐々に出入り口の高さを下げ、継続的な捕獲を実施する。
 - (3) 実施回数…各区域 10 回程度（捕獲個体の止め刺し回数）
- 5 委 託 先：認定鳥獣捕獲等事業者（一部、県直営）
- 6 安全対策：事業実施前に、わな設置場所の土地所有者に対して説明を行い承諾を得る。
囲いわな設置場所には注意看板等を設置し、住民等に注意喚起を行う。
止め刺し時に銃器を使用する場合は、周囲の状況に十分注意する。
- 7 そ の 他：捕獲個体は関係法令に従い、適切な処理（埋設等）を行う。
地元住民等から説明を求められた際は、迅速に対応し、情報の周知や普及啓発に努める。